

第 244 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 9 号

令和 6 年 9 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 9 号をもって、令和 6 年 9 月 10 日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 244 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 6 年 9 月 10 日（火） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	石塚 洋二	2 番	麻生 登美子	3 番	豊崎 静代	4 番	中山 峰雄
5 番	佐賀 正治	6 番	井坂 孝雄	7 番	齋藤 務	8 番	廣瀬 栄二
9 番	小倉 達也	10 番	宮本 康子	11 番	岡部 正仁	12 番	矢口 明之
14 番	関 宏幸	15 番	飯田 敬市				

4. 欠席委員

13 番 福田 美保

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 事務局長補佐 澤田 幸一 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

14 番 関 宏幸 1 番 石塚 洋二

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第30号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第33号 和解の仲介について

- ⑤ 議案審議について

議案第52号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 農地改良協議書に対する同意について

議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第57号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 3 時 00 分開会

事務局長	<p>只今から、令和6年 第244回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、13番 福田 美保委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、14番 関 宏幸委員、1番 石塚 洋二委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。</p>
議長	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第30号から第32号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告第30号から第32号の報告案件は終わります。</p>

議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
2 番 麻生登美子	<p>9 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、豊崎委員と中山委員と私、麻生の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 500m 東に位置する畑 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 700m 北に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、譲渡人の要望により、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 3 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 400m 北に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 52 号 3 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
2 番 麻生登美子	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 800m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

続きまして番号 8 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約 700m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 9 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約 80m 南西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 3 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 10 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約 200m 北に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 1 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。また、申請地は第 1 種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 11 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約 100m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 12 番になります。図面番号 12 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約 500m 南東に位置する田 3 筆になりま

	<p>続きまして番号 16 番になります。図面番号 16 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●から約 300m南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 7 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 7 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に、番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 9 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 9 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 9 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 10 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 10 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、番号 10 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 11 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 11 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 11 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 12 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 12 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 12 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 13 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 13 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 13 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 14 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
議長	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 14 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 14 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 15 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
7 番 齋藤 務	<p>番号 15 番で、4,813 m²の内 8.09 m²の使用貸借権を設定したい申請ですが、8.09 m²とはどういう設定なのですか。</p>
事務局	<p>営農型太陽光の事業継続です。下の農地部分は栗の栽培を行っていて、8.09 m²は太陽光パネル支柱部分の面積になっています。支柱が置いてある面積のみが農地法第 5 条の一時転用になってきます。</p>
7 番 齋藤 務	<p>営農型太陽光全体の広い面積の一部分に、例えば、機械倉庫があるなら、その部分ということではなくて、パネルの支柱のみの面積となるが、図面は公図通り表示しているということですね。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>

7番 齋藤 務	了解しました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 15 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 15 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 16 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 16 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 16 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 54 号 16 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 55 号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。

<p>4 番 中山 峰雄</p>	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 17 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●●●●●から約 300m 北東に位置する田 1 筆になります。●●●●の市の道路課発注の公共工事による建設発生土を搬入し、田畑転換をするための申請となります。改良後は露地野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして番号 2 番から 3 番になります。こちらについては、隣接した申請地のため、一括で説明いたします。図面番号 18 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●から約 300m 南東に位置する田 3 筆になります。●●●●の市の道路課発注の公共工事による建設発生土を搬入し、田畑転換をするための申請となります。改良後は露地野菜を作付する計画となっております。</p> <p>以上、同意相当と判断しましたが、委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 55 号 3 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 56 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)

議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 56 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 56 号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 57 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 57 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 57 号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>

議長	<p>来月の総会は、10月10日（木）午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、佐賀 正治委員、井坂 孝雄委員、 齋藤 務委員です。</p> <p>日時は、10月3日（木）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といた します。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第244回農業委員会総会を閉会いた します。</p> <p>慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯 田 敬 市

署 名 委 員 関 宏 幸

署 名 委 員 石 塚 洋 二